

## 口頭指導に関する事項

事業所名	湘南グリーン介護老人保健施設
対象事業	(介護予防) 短期入所療養介護

番号	指導内容	参考基準等（ある場合）
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業者の員数について           <p>指定（介護予防）短期入所療養介護事業所ごとに置くべき従業者の員数のうち、介護職員等は常勤換算方法により所定の員数を置くこととされています。常勤換算方法とは、当該指定（介護予防）短期入所療養介護事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。</p> <p>しかしながら、貴事業所においては、月の日数により当該月に常勤の従業者が勤務すべき時間数を定めていますが、その勤務すべき時間数を超えた勤務時間数についても従業者の勤務延時間数に含んだうえで員数の換算を行っていました。</p> <p>つきましては、適切に常勤換算方法を行ったうえで、従業者の員数の算定および配置を行ってください。</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定居宅サービス基準省令第142条</li> <li>○ 指定介護予防サービス基準省令第187条</li> <li>○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号。以下「居宅サービス等解釈通知」という。）第2の2（1）</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ （介護予防）短期入所療養介護計画の作成について           <p>指定（介護予防）短期入所療養介護事業所の管理者は、（介護予防）短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないとされています。また、管理者は当該（介護予防）短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならないとされています。</p> <p>しかしながら、貴事業所においては、介護支援専門員が短期入所療養介護計画の説明及び交付を行っている事例が確認されました。</p> <p>つきましては、（介護予防）短期入所療養介護計画の作成に当たっては、指定（介護予防）短期入所療養介護事業所の管理者が、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得たうえで交付してください。</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定居宅サービス基準省令第147条</li> <li>○ 指定介護予防サービス基準省令第197条</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ （介護予防）短期入所療養介護費について           <p>（介護予防）短期入所療養介護費の算定に当たっては、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している必要があります。</p> <p>貴事業所においては、施設基準への適合を確認するに当たって、入所者一覧表、退所者一覧表、要介護度別利用状況表等を別に作成したうえで、「基本施設サービス費等指標」を作成し、（介護予防）短期入所療養介護費に必要な算定を行ってい</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号。以下「厚告第19号」という。）別表9注1</li> <li>○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関</li> </ul>

番号	指導内容	参考基準等（ある場合）
	<p>ると聴取しました。</p> <p>しかしながら、ベッド回転率（指標B）、入所前後訪問指導割合（指標C）に用いる直近3月間の新規入所者の延数について、先に作成した一覧表等に記載の人数と「基本施設サービス費等指標」に記載の人数に相違がある月が認められました。</p> <p>つきましては、当該算定に当たって用いる情報について誤りがないよう、数値等をしっかりと確認を行ってください。</p>	<p>する基準（平成18年厚生労働省告示第127号。以下「厚労告第127号」という。）別表7注1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第14号イ</li> <li>○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）第2の3（1）②</li> </ul>
4	<p>○ 介護職員等処遇改善加算Ⅱについて</p> <p>当該加算の算定に当たっては、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の賃金改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知することとされています。</p> <p>しかしながら、貴事業所においては、介護職員等処遇改善計画書を事務所等に置くことにより周知を行っているとのことでしたが、当該計画を確認した職員を把握していませんでした。</p> <p>つきましては、全ての職員に周知し理解を得たことを明確にする観点から、記録する等の方法により周知内容及び周知日時等を明確にすることが望ましいです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚告第19号別表9（11）</li> <li>○ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第41号</li> <li>○ 厚労告第127号別表7（10）</li> <li>○ 大臣基準告示第119号</li> </ul>